

介護保険法に規定する指定地域密着型サービス事業者及び  
指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する行政処分について

〔令和5年5月16日  
旭川市福祉保険部指導監査課〕

1 趣旨

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者である有限会社健昭会に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条第1項第6号及び第115条の19第1項第6号の規定に基づく行政処分を令和5年5月16日に行いました。

2 対象事業者等

(1) 事業者

法人名： 有限会社健昭会  
代表者名： 代表取締役 武田 昭宏  
所在地： 旭川市旭神町19番地36

(2) 事業所

事業所名： グループホーム太陽と緑  
所在地： 旭川市旭神町19番地36  
サービス種類： 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護  
指定年月日： （認知症対応型共同生活介護） 平成17年7月27日  
（介護予防認知症対応型共同生活介護） 平成17年7月27日

3 処分内容

指定の一部の効力の停止（新規利用者の受入停止及び報酬支払額の9割への制限（1割の減額）） 6月（令和5年6月1日から令和5年11月30日まで）

サービス種類： 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護  
根拠法令： 介護保険法第78条の10第1項第6号及び第115の19第1項第6号

4 処分の原因となる事実

次の事項について、重大な人格尊重義務違反（身体的虐待）があったため。

- (1) 当該事業所の一部の利用者に対し、オムツいじり等を防止するため、少なくとも令和4年7月から9月までの間に複数回、夜間にミトンを着用させていた。

当該行為は身体的拘束等に該当するが、緊急やむを得ない場合の身体的拘束等に該当するとはいえないことから、身体的虐待と認定する。

- (2) 当該事業所の一部の利用者に対し、オムツいじり等を防止するため、令和4年5月の一時期の夜間に、介護従業者が着用していたベルトを、当該利用者が外せないようにバックルを背中側に回し、きつめに締めて着用させていた。

当該行為は身体的拘束等に該当するが、緊急やむを得ない場合の身体的拘束等に該当するとはいえないことから、身体的虐待と認定する。

- (3) 当該事業所の一部の利用者が他の入居者から暴力を振るわれそうになった際、両者を引き離し、当該利用者に居室に入ってもらい、居室のドアを外から自転車に使用するチェーンロックを用いて施錠して閉じ込めた。

また、当該利用者が昼間に頻繁に居室から出てくることから、令和4年5月から10月の間の昼間に複数回、居室から出ないように居室のドアを外からチェーンロックを用いて施錠して閉じ込めた。

当該行為は身体的拘束等に該当するが、緊急やむを得ない場合の身体的拘束等に該当するとはいえないことから、身体的虐待と認定する。